七　払込金額　三千五十四億二千六百五十八万八千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十一年九月八日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}-\left(\text{第十七号に規定する利回り}+\frac{\text{募入利回り}}{100}\right)\times\text{残存年数}$$

十二　利率　（別表のとおり）

十三　経過利子の払込み　㈠　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十四　利子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（次号において規定する期日について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五　償還期限　（別表のとおり）

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　平成二十一年九月三日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された各発行対象国債の平均値の単利利回りとする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十一年九月八日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第七十七回）	二・〇％	平成三十七年三月二十日	二百五十九億円
利付国庫債券（二十年）（第七十八回）	一・九％	平成三十七年六月二十日	十三億円
利付国庫債券（二十年）（第八十回）	二・一％	平成三十七年六月二十日	二十億円
利付国庫債券（二十年）（第八十一回）	二・〇％	平成三十七年九月二十日	五億円
利付国庫債券（二十年）（第八十二回）	二・一％	平成三十七年九月二十日	二十億円
利付国庫債券（二十年）（第八十四回）	二・〇％	平成三十七年十二月二十日	十五億円
利付国庫債券（二十年）（第八十五回）	二・一％	平成三十八年三月二十日	六十四億円
利付国庫債券（二十年）（第八十八回）	二・三％	平成三十八年六月二十日	二十億円
利付国庫債券（二十年）（第九十回）	二・二％	平成三十八年九月二十日	百億円
利付国庫債券（二十年）（第九十四回）	二・一％	平成三十九年三月二十日	十億円
利付国庫債券（二十年）（第九十八回）	二・一％	平成三十九年九月二十日	二十五億円
利付国庫債券（二十年）（第九十九回）	二・一％	平成三十九年十二月二十日	四十億円
利付国庫債券（二十年）（第百二回）	二・四％	平成四十年六月二十日	四百四十億円
利付国庫債券（二十年）（第百七回）	二・一％	平成四十年十二月二十日	百七十億円
利付国庫債券（二十年）（第百八回）	一・九％	平成四十年十二月二十日	八百五十八億円
利付国庫債券（三十年）（第二回）	二・四％	平成四十二年二月二十日	六億円
利付国庫債券（三十年）（第三回）	二・三％	平成四十二年五月二十日	一億円
利付国庫債券（三十年）（第八回）	一・八％	平成四十四年十一月二十二日	十八億円
利付国庫債券（三十年）（第九回）	一・四％	平成四十四年十二月二十日	三億円
利付国庫債券（三十年）（第十回）	一・一％	平成四十五年三月二十日	五億円
利付国庫債券（三十年）（第十一回）	一・七％	平成四十五年六月二十日	一億円
利付国庫債券（三十年）（第十三回）	二・〇％	平成四十五年十二月二十日	二十二億円
利付国庫債券（三十年）（第二十一回）	二・三％	平成四十七年十二月二十日	二十四億円
利付国庫債券（三十年）（第二十三回）	二・五％	平成四十八年六月二十日	四億円